

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN
TOKEN 通信

2019/No.5

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . http://www.office-token-sr.com/

E-mal . tanabe@office-token-sr.com



① 令和 元年10月～ 関東地方各県の最低賃金のお知らせ

① 10月～地域別最低賃金が改定されます

	地域別最低賃金時間額(時間給)	発効年月日
東京都	1,013円	令和 元年10月 1日
神奈川県	1,011円	令和 元年10月 1日
埼玉県	926円	令和 元年10月 1日
千葉県	923円	令和 元年10月 1日
栃木県	853円	令和 元年10月 1日
群馬県	835円	令和 元年10月 6日
茨城県	849円	令和 元年10月 1日

② 「最低賃金」ってなに???

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、その金額は法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

③ 最低賃金の対象となる賃金は???

最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金で、最低賃金を計算する際には実際に支払われる賃金から以下の賃金を控除したものが対象となります。

【最低賃金の対象とならない賃金】

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当、傷病見舞金など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時～午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金の内の割増部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

④ 最低賃金を超えているかチェックしてみましょう ～ その1 ～

月給制、Aさんの場合(勤務地:東京都 労働日数/年間:250日 労働時間/日:8時間)

お給料	
基本給	120,000
職務手当	30,000
通勤手当	5,000
残業代	35,000
合計	190,000

Aさんは最低賃金を上回っているのでしょうか???

①支給された賃金から最低賃金の対象とならない「通勤手当」「残業代」を除きます
 $190,000円 - (5,000円 + 35,000円) = 150,000円$

②この金額を時間給に換算して最低賃金と比較します

$(150,000円 \times 12ヵ月) \div (250日 \times 8時間) = 900円 < 1,013円$

となり、**東京都の最低賃金より下回っているため賃金額の改定が必要です。**

④ 最低賃金を超えているかチェックしてみましょう ～ その2 ～

日給制、手当月給制 Bさんの場合(勤務地:東京都 労働日数/年間:250日 労働時間/日:8時間)

※Bさんの基本日給は8,000円とし、当該月の労働日数は22日とします

お給料	
基本給	176,000
職務手当	30,000
通勤手当	5,000
家族手当	10,000
合計	221,000

Bさんは最低賃金を上回っているのでしょうか??

①支給された手当から最低賃金の対象とならない「通勤手当」「家族手当」を除きます
 $45,000円 - (5,000円 + 10,000円) = 30,000円$

②基本給と手当のそれぞれを時間給に換算して合計します

基本給の時間換算 $8,000円 \div 8時間 = 1,000円$

手当の時間換算 $(30,000円 \times 12ヵ月) \div (250日 \times 8時間) = 180円$

合計額 : $1,000円 + 180円 = 1,180円 > 1,013円$

となり、東京都の最低賃金を上回っております。

② 年金生活者支援給付金制度が始まります

消費税率が8%から10%に引き上げとなる2019年10月1日から年金生活者支援給付金制度がスタートします。

年金生活者支援給付金は、消費税の引き上げ分を活用して、年金を含めても所得が低い方を支援するために、年金に上乗せして支給されます。すでに年金を受給されている方で、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしている場合は、日本年金機構より「年金生活者支援給付金請求書」が送付されますので、請求の手続きをお願いいたします。

制度の概要

年金生活者支援給付金には「老齢年金生活者支援給付金」「障害年金生活者支援給付金」「遺族年金生活者支援給付金」の3つがあります。それぞれの支給要件及び支給額は以下の表の通りです。

	老齢年金生活者支援給付金	障害年金生活者支援給付金	遺族年金生活者支援給付金
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で老齢基礎年金の受給者 ・請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税 ・前年の年金収入+その他の所得=879,300円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者 ・前年の所得(※2)が4,621,000円(※3)以下 	
支給金額(月額)	次の①と②の合計額(※1)を支給 ① $5,000円 \times 保険料納付月数 / 480ヶ月$ ② $10,834円 \times 保険料免除月数 / 480ヶ月$	<ul style="list-style-type: none"> ・障害等級2級又は遺族年金受給者 - 5,000円 ・障害等級1級 - 6,250円 	

※1 前年の年金収入額とその他の所得の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には①の金額に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます

※2 障害年金および遺族年等の非課税収入は給付金の判定となる所得には含まれません

※3 扶養親族の人数に応じて金額は変わります

請求は簡単です

請求書の記入方法

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 元年 XX月 XX日

フリガナ	XXXX XXXX	電話番号	03-9999-XXXX
氏名	給付金 太郎		
照会番号	12345678901	生年月日	XX99年99月99日
		種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

○日本年金機構では、請求者ご本人やご家族(世帯員)の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)

郵便はがき 表面

〒000-0000

さいたま新都心郵便局留

〒000-0000
東京都杉並区高井戸西XX-XX-X

日本年金機構 行

カスタマバーコード

〒000-0000
杉並区高井戸西
X-X-XX

差出人 氏名 給付金 太郎

目隠しシール

- (1) 下記(ア)～(エ)をすべてご記入ください。
- (2) 同封の目隠しシールを、(ア)(イ)(ウ)の面を覆うように貼ってください
- (3) 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。
- ※ 請求書は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等をはらないでください。